

令和元年度

神戸市指導監査説明会

令和元年5月23日

神戸市保健福祉局監査指導課

平成30年度 社会福祉法人・社会福祉施設等 指導監査結果について

令和元年5月23日

神戸市保健福祉局監査指導課

1. 平成30年度 指導監査状況

	監査対象数	うち実地監査実施数
社会福祉法人	1 6 8	6 1
社会福祉施設	5 0 6	3 4 2
老人福祉施設	1 3 8	7 0
障害者福祉施設等	1 4 9	5 6
児童福祉施設等	2 1 9	2 1 6

2. 平成30年度 指導監査結果

(1) 平成30年度監査結果におけるC指摘

①指摘数 1法人 1指摘

②指摘事例

- 基本財産追加の定款変更手続、基本財産への担保設定に係る承認手続の未実施

(2) 平成30年度監査結果におけるB指摘

①指摘数 48指摘

②分野別件数

- 法人運営 9件
- 会計 16件
- 施設運営 5件
- 利用者処遇 15件
- 栄養・衛生 3件

(3) B指摘の事例

①法人運営

- ・評議員を評議員選任・解任委員会で選任していなかった事例
- ・評議員会議事録の押印について法人事務局が押印していた事例
- ・理事長が代表を務める会社との間で、理事会の承認を得ていない取引、不適正な貸付、多額の未収金などがあった事例

②会計

- ・計算書類の作成漏れ、計算書類の数値の重大な間違い、計算書類間の重大な齟齬があった事例
- ・予算の承認手続、決算の承認手続に重大な不備があった事例
- ・贈答品、飲食を伴う会議費、出張旅費、交通費、日用品の支出など目的・内容が確認できない支出が多数あった事例

③施設運営

- 衛生推進者を選任していなかった事例
- 労働基準監督署の許可条件を超えて宿直をさせていた事例

④利用者処遇

- ・利用者の定員を超過していた事例
- ・基準どおりに職員が配置されていなかった事例
- ・事故発生防止のための研修等を実施していなかった事例
- ・不適切な身体的拘束を行っていた事例

⑤ 栄養・衛生

- ・ 基準栄養量や給与栄養量及び給与食品量が不適切であった事例

(4) その他の事例

- ・評議員、役員を選任に当たって、欠格事項に該当しないこと、反社会的勢力の者でないことについての確認ができていない事例
- ・理事、監事が理事会を連続して欠席している事例
- ・理事会の決議により、評議員会の日時及び場所、議題等の事項を定めていない事例

- ・記載内容の漏れや議事録署名人の間違いなど議事録に不備がある事例
- ・理事長専決事項について、金額が明示されないなど、理事長専決の範囲が不明確な事例
- ・評議員会で役員等報酬基準を承認していない事例、理事・監事のそれぞれの報酬総額を評議員会等で定めていない事例

- ・経理規程が社会福祉法の改正に適合していない事例
- ・収入・支出手続、現金確認、小口現金の取扱いなどが経理規程に従っていない事例
- ・見積もり合わせで契約の相手方を選定しているが、随意契約を行う合理的な理由が理事会や稟議書等で示されていない事例

3. 平成30年度の指導監査を終えて皆さまにお伝えしたいこと

平成30年度は、平成29年度に引き続き、法人監査については、社会福祉法に則った運営ができていたかどうかを重点的に監査

細かい不備はあるものの、法に則った運営を心掛けられており、概ね適正

(4)その他の事例は、よくある指摘であり、今一度自己点検を

残念ながら、一部の法人で、社会福祉法の趣旨を没却するような運営

補助金等の不正流用、議事録の偽造、不適正支出、理事長が代表を務める会社との不適切な取引・・・

(1) 理事長等の専横

強い権限を持つ理事長等が内部統制のルールを自ら無視し、組織にルール無視を強要し、自ら内部統制を無効化



- ・社会福祉法人の公益性、非営利性を踏まえ、理事長等が高い倫理観を持って運営する必要
- ・理事長をも包含した内部統制システムの構築

(2) 理事会の機能の形骸化

- ・理事会が業務執行に関する意思決定機関であるという意識が希薄
- ・理事長等が提案する議題を形式的に審議し賛成する追認機関になっている。
- ・理事が理事長等の意見を否定するような意見を出すことを遠慮する雰囲気



- ・理事会は業務執行に関する意思決定機関であり、理事長専決事項以外は理事会が決定すること
- ・理事会が理事長等に対する牽制機能を発揮することが求められていることを踏まえ、積極的に審議すること
- ・理事、監事及び評議員は、法人に対して善管注意義務があり、法人運営に対して責任を負うことを認識し、職責を果たすこと

(3) 監事のおざなりな監査

- ・法人の適正な運営のために監事が重要な職責を担っているという意識が希薄
- ・銀行の残高証明や預金通帳を確認しない計算書類の監査



- ・監事は、業務・財産調査権など各種の権限を行使し、理事の職務執行を適切に監査することで、牽制機能を発揮することが求められている

- ・理事から提供される資料を鵜呑みにするのではなく、必要な書類の提出を求め、実質的な監査を行うこと

(4)まとめ

社会福祉法に基づく理事会・評議員会の位置付け、理事・監事・評議員の権限や義務を再確認し、適正な法人運営を。